

匿名組合出資持分契約締結前交付書面
平成 27 年 11 月 18 日付 変更の概要及び新旧対照表

(1) 変更の概要

本営業者が貸金業者としての登録を行いその営業を開始したことに伴って行われた平成 27 年 8 月 21 日付の本書面の改定及びその他の記載について、複雑化していた点や重複していた内容を整理するとともに、当社、営業者及び本事業について平成 27 年 9 月 30 日現在の情報を掲載いたしました。

(2) 新旧対照表

変更箇所には下線を付しております。

頁	改定前	改定後
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ (省 略) ○ (省 略) ○ 本匿名組合契約は、お客様から出資を受けた金銭を、本営業者が第三者より取得する貸付債権（売掛債権を含みます。以下同じ。）（以下「対象債権」と総称します。）から生じる利息および遅延損害金収入、対象債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業（以下「本事業」といいます。）に対して投資することにより運用するものです。 ○ 対象債権の債務者の財務状態や為替、金利の変動等を原因として、対象債権からの回収額が減少し、又は対象債権の評価価額若しくは処分価額が減少すること等により、本出資持分の価値が低下し、本出資持分の元本の全部又は一部に損失が生じ、元本欠損が生ずる可能性がある点、ご注意ください。 ○ <u>本出資持分は、元本が保証されているものではなく、対象債権の債務者又は本営業者の財務状態や為替、金利の変動等により、元本欠損その他の損失が生じる可能性があります。</u> ○ (省 略) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (変更なし) ○ (変更なし) ○ 本匿名組合契約は、お客様から出資を受けた金銭を、<u>本営業者自らが貸付を行うことで生じる貸付債権（売掛債権を含みます。以下同じ。）又は本営業者が第三者より取得する貸付債権（以下これらを総称して「対象債権」といいます。）</u>から生じる利息および遅延損害金収入、対象債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業（以下「本事業」といいます。）に対して投資することにより運用するものです。 ○ <u>本出資持分は、元本が保証されているものではなく、対象債権の債務者の財務状態や為替、金利の変動等を原因として、対象債権からの回収額が減少し、又は対象債権の評価価額若しくは処分価額が減少すること等により、本出資持分の価値が低下し、本出資持分の元本の全部又は一部に損失が生じ、元本欠損が生ずる可能性がある点、ご注意ください。</u> (削 除) ○ (変更なし)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込み手数料等 本匿名組合契約の締結に際しては、<u>本出資持分に相当する金銭をお支払いいただき、申込み手数料等は頂戴いたしません。本出資持分に相当する金銭のお支払その他のお客様から本営業者に対する送金の手数料は、お客様にご負担頂きます。</u> ・ 営業者報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込み手数料等 本匿名組合契約の締結に際しては、申込み手数料等は頂戴いたしません。 ・ 営業者報酬、<u>本出資持分譲渡に関わる費用及び本事業</u>

頁	改定前	改定後
	<p><u>本営業者は、本匿名組合にかかる財産から、本事業の遂行に対する報酬として、下記「本出資持分の取得にかかる金融商品取引の概要」の「営業者報酬」において記載される方法により算定される金額を本匿名組合の財産から受け取ることができるため、お客様はこの営業者報酬を負担することになります。但し、営業者報酬に関するお客様の負担額は、同一の対象債権に投資する他の匿名組合員の出資額に応じて算出することになるため、現段階では確定できません。</u></p> <p>・ <u>本出資持分譲渡に関わる費用</u> <u>本営業者は、お客様が、匿名組合員たる契約上の地位又は本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡することを希望する場合、所定の費用を負担することになります。お客様の負担額は、その時々状況に応じて算出されるものであり、具体的な金額や上限額、又はこれらの計算方法をあらかじめ具体的に記載することができないものが含まれていることから、現段階では確定できません。</u></p> <p>・ <u>本事業に直接かかる費用</u> <u>本営業者は、本事業に関連して発生する費用（本事業に関する業務一部を第三者に委託する場合の費用、対象債権の取得、処分又は回収等にかかる費用、現金分配にかかる費用、本匿名組合の財産に関する権利行使にかかる費用等）を、本匿名組合の財産から支払うことになるため、お客様はこれらの費用等を負担することになります。もっとも、これらの費用等に関するお客様の負担額は、同一の対象債権に投資する他の匿名組合員の出資額に応じて算出することになることや、これらの費用等の中には本匿名組合の財産のその時々状況に応じて支出するものがあることなどのため、具体的な金額や上限額、又はこれらの計算方法をあらかじめ具体的に記載することができないものが含まれていることから、現段階では確定できませ</u></p>	<p><u>に直接かかる費用</u> <u>お客様は、①本事業の遂行に対する報酬として営業者報酬を、②匿名組合員たる契約上の地位又は本契約に基づく権利及び義務を譲渡する場合に本出資持分譲渡に関わる費用を、また、③本事業に関連して発生して本匿名組合財産から支払われる費用を、それぞれ負担することになります。但し、①営業者報酬は、同一の対象債権に投資する他の匿名組合員の出資額に応じて算出することになるため、②本出資持分譲渡に関わる費用及び③本事業に直接かかる費用については、その時々状況に応じて算出されるものであり、具体的な金額や上限額、又はこれらの計算方法をあらかじめ具体的に記載することができないものが含まれているため、お客様の負担額を現段階では確定できません。</u> <u>なお、各投資ポジションの目標利回りは、これらの手数料を控除した後のものとなります。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

頁	改定前	改定後
9	<p><u>ん。</u></p> <p>お客様が選択された投資ポジション以外の投資ポジションに対して投資を行うことがあります</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に投資した出資金は、原則として、当該投資に際してお客様が選択された投資ポジションに属する対象債権の取得による投資に利用されることとなります。しかし、本営業者は、その裁量により、お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に投資した出資金を、当該投資に際してお客様が選択した投資ポジション（投資タイプを異にするものを含みます。）に合致しない対象債権の取得による投資に利用することができます。各投資タイプに係るリスクについては、上記「各投資タイプにかかるリスク」をご覧ください。 <p>本営業者その他の者の業務又は財産の状況の変化等により損失が生じるおそれがあります</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>お客様が選択された投資ポジションの運用として、投資タイプを異にする対象債権の取得を行うことがあります</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に投資した出資金は、原則として、当該投資に際してお客様が選択された投資ポジションに属する対象債権の取得（本営業者による貸付及び第三者の保有する貸付債権の譲受をいいます。）による投資に利用されることとなります。しかし、本営業者は、その裁量により、お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に投資した出資金の二分の一未満の額を、当該投資に際してお客様が選択した投資ポジションとは投資タイプを異にする対象債権の取得による投資に利用することができます。各投資タイプに係るリスクについては、上記「各投資ポジションの類型及び各投資タイプにかかるリスク」をご覧ください。 <p>本営業者その他の者の業務又は財産の状況の変化等により損失が生じるおそれがあります</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様が本営業者に対する出資を目的としてクラウドファンディング口座に預託し出資されていない資金及び本営業者からお客様のクラウドファンディング口座に返還された出資金並びに分配された利益に係る資金は、お客様による各投資ポジションへの出資又はクラウドファンディング口座からの出金までの間、当社がその預託を受けることとなります。そのため、当社について法的倒産手続（破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続及びこれらと同様の趣旨を有する外国法令上の手続をいいます。以下同じ。）が開始された際、出資金及び分配金となるべき資金が当社の債権者に配当せられるべき当社の総財産に組み込まれる法的リスクがあります。この場合、お客様の資金に欠損が生じるおそれがあります。 お客様からの本営業者に対する出資金は、本営業者による貸付の実行または債権の購入までの間もしくはお客様への返還までの間、また、出資対象事業から生じた利益についてはお客様への分配までの間、本営業者が当該資金を管理することとなります。そのため、本営業者について法的倒産手続が開始された際、出資金及び分配金となるべき資金が本営業者の債権者に

頁	改定前	改定後
10	<p>本出資持分の取得にかかる金融商品取引の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (省 略) ・ (省 略) ・ 本匿名組合契約における出資の対象となる営業は、本事業です。本事業とは、本営業者が<u>当社または第三者より取得する貸付債権または売掛債権</u>（以下「<u>対象債権</u>」といいます。）から生じる利息および遅延損害金収入、これらの貸付債権の売却による収入ならびにその他これらの貸付債権から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。本営業者が本事業に関連して受け取る対象債権の元本返済金、支払利息及び遅延損害金収入、対象債権の売却による収入並びにその他対象債権から生じる収益が、お客様に対する出資金の返還及び収益分配の原資となります。 <p><u>契約名</u> クラウドバンク匿名組合契約</p> <p><u>営業者</u> クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社</p> <p><u>投資条</u> <u>匿名組合員は、本匿名組合契約の締結にあ</u> <u>件の選</u> <u>たり、1 以上の投資ポジションを選択する。匿</u> <u>択</u> <u>名組合員は、本匿名組合契約の締結後も、本</u> <u>営業者との合意により、随時本匿名組合契約</u> <u>に関連する投資ポジションを追加することが</u> <u>できる。本営業者は、その裁量により、お客様</u> <u>が本匿名組合契約に基づき本営業者に出資</u> <u>した出資金を、当該出資に際してお客様が選</u> <u>択又は追加した投資ポジション以外の投資ポ</u> <u>ーション(投資タイプを異にするものを含む。)</u> <u>に属する対象債権の取得による投資に利用</u> <u>することができる。</u></p> <p><u>出資金</u> <u>本匿名組合の各投資ポジションにおいて本営</u> <u>業者が定める金額。</u> <u>追加出資義務はない。</u></p>	<p><u>配当せられるべき本営業者の総財産に組み込まれる</u> <u>法的リスクがあります。この場合、お客様に返還す</u> <u>べき出資金元本額及びお客様に分配すべき利益に欠損</u> <u>が生じるおそれがあります。</u></p> <p>本出資持分の取得にかかる金融商品取引の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (変更なし) ・ (変更なし) ・ 本匿名組合契約における出資の対象となる営業は、本事業です。本事業とは、本営業者が<u>対象債権</u>から生じる利息および遅延損害金収入、これらの<u>対象債権</u>の売却による収入ならびにその他これらの<u>対象債権</u>から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。本営業者が本事業に関連して受け取る対象債権の元本返済金、支払利息及び遅延損害金収入、対象債権の売却による収入並びにその他対象債権から生じる収益が、お客様に対する出資金の返還及び収益分配の原資となります。 <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

頁	改定前	改定後
	<p><u>出資対象事業</u> 本営業者が認める第三者である国内外の貸金業者または本営業者が借入希望者(本事業の遂行のために本営業者として貸付を行う業)」場合に、当該貸付を受けることを希望する者をいいます。「借入希望者」には、本営業者及び日本クラウド証券は含まれませんが、本営業者が所属する企業集団の内外に組成される者(特別目的事業体を含みます。)を含むものとします。)との間で締結する金銭消費借契約に基づく貸付債権又は本営業者が第三者より取得する貸付債権(以下「対象債権」という。)から生じる利息および遅延損害金収入、これらの貸付債権の売却による収入ならびにその他これらの貸付債権から生じる収益を確保することを目的とした事業。</p> <p><u>本匿名組合との関連で行う本事業の範囲</u>については、お客様が選択及び追加した投資ポジションに属する貸付債権から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲とするが、本営業者が、その裁量により、お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に出資した出資金を、当該出資に際してお客様が選択又は追加した投資ポジション以外の投資ポジションに属する対象債権の取得による投資に利用することができ、かかる場合には当該投資ポジションに属する貸付債権から生じる収益を確保することを目的とした事業も、本匿名組合との関連で行う本事業に含まれる。</p>	(削 除)
	<p><u>本事業の遂行</u> 本営業者は、本事業の目的を達成するために必要又は有益と考える行為をすることができ、匿名組合員は、本営業者による本事業の運営に関与しない。</p> <p>また、本営業者は、投資ポジションに合致する貸付債権の保有及び貸付債権の回収(他の投資ポジションに対する移転による回収を含む。)を実現するため又は本事業の目的を達成するため、その裁量により、複数の投資ポジション間でその有する貸付債権を移転することができるものとし、かかる移転の対価は、本営業者が裁量により決定するものとす</p>	(削 除)

頁	改定前	改定後
	<p>る。 <u>本営業者は、本事業の遂行のために他の者との間で本事業にかかる匿名組合契約を締結することができる。</u></p>	
	<p><u>利益及び損失の分配</u> 本事業の利益及び損失は、本事業に関連する投資ポジション毎に、匿名組合員及び本事業を目的とする他の匿名組合契約の匿名組合員に分配される。本営業者は、投資ポジション毎に設定された期日までに、前月末日まで又は本営業者が定める一定期間の満了日までの各投資ポジションの収支に基づき、当該投資ポジションに出資する匿名組合契約（本匿名組合契約を含む。）の匿名組合員に、その出資比率に応じて利益及び損失を分配する。</p>	(削 除)
	<p><u>出資金の返還</u> 本営業者は、投資ポジション毎に清算・終了に伴う出資金の返還を行うほか、適宜出資金の返還を行うことができる。</p>	(削 除)
	<p><u>分配金</u> 本営業者は、原則として、毎暦月、別途定める方法により計算された分配金を、本事業の遂行のために本営業者により取得される貸付債権の全て、その他本事業のために本営業者により取得される財産の一切から、投資ポジション毎に、出資比率に応じて、本匿名組合契約の匿名組合員に対し支払う。</p>	(削 除)
	<p><u>契約期間</u> 特に定めない。 各投資ポジションの存続期間は、各選択された投資ポジションに従う。但し、この期間が満了した時点において、当該投資ポジションに属する対象債権が残存する場合には、これが完済され又は処分される日まで当該投資ポジションの存続期間は当然に延長されるものとする。</p>	(削 除)
	<p><u>契約の終了</u> 1. (i) 本事業の継続が不能になったと本営業者が合理的に判断し、匿名組合員にその旨を書面により通知をした場合、(ii) 本財産（対象債権の全て及びその他本事業のため</p>	(削 除)

頁	改定前	改定後
	<p><u>に本営業者により取得される財産の一切をいう。)の全部が売却され、本事業にかかる清算が終了した場合、(iii) 本営業者又は匿名組合員につき破産手続き開始の決定があった場合、本匿名組合契約は当然に終了する。</u></p> <p><u>2. そのほか、本書面に添付されるクラウドバンク匿名組約款第 19 条第 2 項各号に掲げる事由が生じた場合には、相手方は本匿名組合契約を解除することができる。</u></p> <p><u>契約終了時の処理</u> <u>本匿名組合契約が終了した場合、本営業者は、適用法令に従い本営業者が適切と考える方法で本財産を処分し本事業を清算する。本匿名組合に残余財産が存するときは、残余財産の全部は出資比率に応じて、本事業に出資する匿名組合契約(本匿名組合契約を含む。)の匿名組合員に対して出資の価額の返還をおこなう。</u></p> <p><u>営業者報酬</u> <u>本営業者は本事業遂行の役務に対する報酬として、以下の計算式によって算出される金額を本財産より受け取る。</u></p> <p><u>[1.遅延損害金が発生しない場合]</u></p> <p><u>各月の約定返済日の前日の最終貸付金残高に年率 1.5%を乗じ、年間日数である 365 (閏年の場合は 366)で除して、既に経過し未収となっている日数を乗じて得た金額</u></p> <p><u>[2.遅延損害金及び利息が発生する場合]</u></p> <p><u>各月の約定返済日の前日の最終貸付金残高に年率 1.5%を乗じ、年間日数である 365 (閏年の場合は 366)で除して、既に経過し未収となっている日数を乗じて得た金額 + 遅延損害金 × (1.5% ÷ 貸付金利)</u></p> <p><u>[3.遅延損害金のみが発生する場合]</u></p> <p><u>遅延損害金 × (1.5% ÷ 貸付金利)</u></p> <p><u>[4.遅延損害金及び利息共に発生しない場合 (元金返済のみの和解等)]</u></p> <p><u>各月の約定返済日の前日の最終貸付金残高に年率 1.5%を乗じ、年間日数である 365 (閏年の場合は 366)で除して、既に経過し</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

頁	改定前	改定後
11	<p>金融商品取引契約に関する終了の事由</p> <p>本匿名組合契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当然に終了し、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 本事業の継続が不能になったと本業者が合理的に判断し、匿名組合員にその旨を書面により通知をした場合</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>また、以下のいずれかにあたる場合には、本業者又は匿名組合員は、本匿名組合契約を解除することができるものとし、解除がなされた場合には、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</p> <p>① 相手方が本匿名組合契約のいずれかの条項に違反し、相当期間内にこれを是正すべき旨の書面による催告をなしたにもかかわらず、かかる是正期間内に当該違反が是正されない場合。</p> <p>②～⑧ (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>金融商品取引契約に関する終了の事由</p> <p>本匿名組合契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当然に終了し、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 本事業の継続が不能になったと本業者が合理的に判断し、匿名組合員にその旨を書面等により通知をした場合</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>また、以下のいずれかにあたる場合には、本業者又は匿名組合員は、本匿名組合契約を解除することができるものとし、解除がなされた場合には、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</p> <p>① 相手方が本匿名組合契約のいずれかの条項に違反し、相当期間内にこれを是正すべき旨の書面等による催告をなしたにもかかわらず、かかる是正期間内に当該違反が是正されない場合。</p> <p>②～⑧ (変更なし)</p> <p>なお、本匿名組合契約が終了した場合、本業者は、適用法令に従い本業者が適切と考える方法で本財産を処分し本事業を清算します。本匿名組合に残余財産が存するときは、残余財産の全部は出資比率に応じて、本事業に出資する匿名組合契約(本匿名組合契約を含む。)の匿名組合員に対して出資の価額の返還をおこないません。</p>
12	<p>本業者の概要 (2015年4月1日現在)</p> <p>(省 略)</p> <p>日本クラウド証券株式会社の概要 (2015年4月1日現在)</p> <p>(省 略)</p> <p>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要</p> <p>当社において本匿名組合契約の締結による本出資持分の取得に関するお取引を行う場合は、以下によります。</p> <p>当社は、当社のホームページ上にて、本業者が営業者として行う貸付事業への匿名組合出資の募集を、当社ホームページで示す、各投資ポジションの募集期間に</p>	<p>本業者の概要 (2015年9月30日現在)</p> <p>(省 略)</p> <p>日本クラウド証券株式会社の概要 (2015年9月30日現在)</p> <p>(省 略)</p> <p>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要</p> <p>当社は、当社のウェブサイト等において、主に本業者を営業者として行う貸付事業への匿名組合出資の募集を、各投資ポジションの募集期間において、金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業として行います。</p> <p>この場合、お客様は、クラウドバンク利用規約及びク</p>

頁	改定前	改定後
	<p>において、<u>金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業として行います。</u></p> <p><u>お客様は、クラウドバンク匿名組約款に同意いただき、当社にクラウドファンディング口座を開設することにより、匿名組合出資の申込を行うことができます。匿名組合出資を申し込まれたお客様と本営業者との間の匿名組合契約は、お客様が当社のクラウドファンディング口座へ出資金の全額を預託することにより成立するものとします。</u></p> <p><u>本匿名組合に関するお取引にあたっては、出資金の払込み、分配金・清算金の支払いその他本匿名組合に関する取引につき発生する金銭の授受等のすべてをクラウドファンディング口座により処理します。</u></p> <p><u>本匿名組合契約の締結にあたっては、開始日、存続期間、投資タイプ等の組み合わせにより特定される投資ポジション等、本出資持分の取得に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。</u></p> <p>お客様の判断に影響を及ぼすこととなる重要事項 特に設けておりません。</p> <p>出資対象事業持分取引契約に関する事項</p> <p>1. 名称 (省 略)</p> <p>3. 出資対象事業持分取引契約の締結の申込みに関する事項 お客様は本営業者との間で匿名組合契約を締結するために、当社ウェブサイト上の専用ページからお申込手続きをしていただきます。お申込ページに記載されている商品概要や注意事項などをご確認の上、投資金額を入力して「この金額で投資する」ボタンを押していただきますと、確認画面が表示されますので、同画面で「金額を確定する」ボタンを押していただければ、本匿名組合契約が締結され、ご注文受付が完了します。ご注文受付完了後、お客様のクラウドファンディング口座からご注文金額を拘束させていただきます。</p> <p>5. 出資対象事業持分の契約期間 本匿名組合契約に基づく匿名組合の存続期間は、特に定められておりません。関連する投資ポジションの存続</p>	<p><u>クラウドバンク匿名組約款にご同意いただき、当社にクラウドファンディング口座を開設することで、匿名組合出資の申込を行うことができます。本匿名組合に関するお取引にあたっては、出資金の払込み、分配金・償還金の支払いその他本匿名組合に関する取引につき発生する金銭の授受等のすべてをクラウドファンディング口座により処理します。</u></p> <p><u>また、当社は、主に当社を取扱会員とするグリーンシート銘柄株式の売買の取扱いを、金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業として行います。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>出資対象事業持分取引契約に関する事項</p> <p>1. <u>出資対象事業持分の名称</u> (変更なし)</p> <p>3. 出資対象事業持分取引契約の締結の申込みに関する事項 お客様は本営業者との間で匿名組合契約を締結するために、当社ウェブサイト上の専用ページからお申込手続きをしていただきます。お申込ページに記載されている商品概要や注意事項などをご確認の上、投資金額を入力して「この金額で投資する」ボタンを押していただきますと、確認画面が表示されますので、同画面で「金額を確定する」ボタンを押していただければ、本匿名組合契約申込みのご注文受付が完了します。受付完了後、お客様のクラウドファンディング口座からご注文金額を拘束させていただきます。</p> <p>5. 出資対象事業持分の契約期間 本匿名組合契約に基づく匿名組合の存続期間は、特に定められておりません。投資ポジションの存続期間は、</p>

頁	改定前	改定後
13	<p>期間とします。投資ポジションの存続期間は、選択された投資ポジションに従うものとします。但し、この期間が満了した時点において、本事業のために本営業者により取得される財産を構成する貸付債権が残存する場合には、これが完済されまたは処分される日まで当該投資ポジションの存続期間は当然に延長されるものとします。</p> <p>6. 出資対象事業にかかる解約に関する事項</p> <p>(1) <u>お客様が本営業者との間で締結する匿名組合契約は、以下のいずれかにあたる場合には、お客様又は本営業者は、解除することができます。</u></p> <p>① <u>お客様又は本営業者が下記のいずれかの条項に違反し、相手方に相当期間内にこれを是正すべき旨の書面による催告をなしたにもかかわらず、かかる是正期間内に当該違反が是正されない場合</u></p> <p>(3) <u>お客様は上記(1)に定める場合を除き、出資金の返還を請求することはできず、また、本匿名組合契約を解約することはできません。</u></p>	<p>選択された投資ポジションに従うものとします。但し、この期間が満了した時点において、本事業のために本営業者により取得される財産を構成する対象債権が残存する場合には、これが完済されまたは処分される日まで当該投資ポジションの存続期間は当然に延長されるものとします。</p> <p>6. 出資対象事業にかかる解約に関する事項</p> <p>(1) <u>お客様又は本営業者は、投資ポジションへの出資がない場合には、お客様が本営業者との間で締結する匿名組合契約を、いつでも所定の手続きにより解約することができます。また、以下のいずれかにあたる場合には、お客様又は本営業者は、本匿名組合契約を解約することができます。</u></p> <p>① <u>お客様又は本営業者が本匿名組合契約のいずれかの条項に違反し、相手方に相当期間内にこれを是正すべき旨の書面等による催告をなしたにもかかわらず、かかる是正期間内に当該違反が是正されない場合</u></p> <p>(3) <u>お客様は上記(1)に定める場合を除き、本匿名組合契約を解約して出資金の返還を請求することはできません。</u></p>
14	<p>出資対象事業の運営に関する事項</p> <p>1. 出資対象事業の内容及び運営の方針</p> <p>お客様が出資する対象事業は、本事業となります。本事業とは、<u>本営業者が、対象債権から生じる利息および遅延損害金収入、これらの貸付債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。但し、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、お客様が選択及び追加した投資ポジションに属する対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲としますが、本営業者は、その裁量により、お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に出資した出資金を、当該出資に際してお客様が選択した投資ポジション以外の投資ポジション（投資タイプを異にするものを含みます。）に属する対象債権の取得による投資に利用することができ、かかる場合には当該投資ポジションに属する貸付債権が</u></p>	<p>出資対象事業の運営に関する事項</p> <p>1. 出資対象事業の内容及び運営の方針</p> <p>お客様が出資する対象事業は、本事業となります。本事業とは、<u>対象債権から生じる利息および遅延損害金収入、これらの対象債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。但し、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、お客様が選択及び追加した投資ポジションに属する対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲としますが、本営業者は、その裁量により、お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に出資した出資金の二分の一未満の額を、当該出資に際してお客様が選択した投資ポジションとは投資タイプを異にする対象債権の取得による投資に利用することができ、かかる場合には当該投資ポジションに属する対象債権から生じる収益を確保することを目的とし</u></p>

頁	改定前	改定後
15	<p>ら生じる収益を確保することを目的とした事業も、本匿名組合との関連で行う本事業に含まれます。</p> <p>2. 出資対象事業の運営体制 お客様が出資する対象事業の運営体制は以下の通りです。</p> <p>(ア) 対象債権の取得業務に係る体制 本営業者が<u>担当</u>いたします。</p> <p>(イ) 貸付金元本及び利息等の回収業務に係る体制 本営業者が<u>担当</u>いたします。但し、第三者に委託することがあります。</p> <p>(ウ) 回収金等の分配業務に係る体制 本営業者が<u>担当</u>し、当社が<u>受託</u>いたします。</p> <p>3. 出資対象事業持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容 商号等; (省 略) 役割; (省 略) 関係業務の内容; 出資対象事業たる<u>貸付債権又は売掛債権</u>の取得、管理及び回収</p> <p>6. 事業年度、計算期間その他これに類する期間 本匿名組合契約における事業の会計期間及び事業年度は、4月1日から翌年の3月末日までとします。<u>但し、本匿名組合契約後、最初の本匿名組合の事業年度は、本匿名組合契約締結日からその直後の3月末日までとし、最後の本匿名組合の事業年度の最終日は、本匿名組合契約の終了日とします。本匿名組合契約において、本事業の計算期間は、毎月1日から月末までの1ヶ月とします。</u></p> <p>8. 分別管理の方法 本営業者は、お客様の出資金、対象債権の債務者（保証人を含みます。）からの元本返済金及び支払利息等を、本営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の銀行預金口座に預金し、分別管理します。本営業者は、お客様の出資金、対象債権の債務者（保証人を含みます。）からの元本返済金及び支払利息等その他本事業に</p>	<p>た事業も、本匿名組合との関連で行う本事業に含まれません。</p> <p>2. 出資対象事業の運営体制 お客様が出資する対象事業の運営体制は以下の通りです。</p> <p>(ア) 対象債権の取得業務に係る体制 本営業者において<u>融資委員会を開催し、対象債権の取得について決定</u>いたします。</p> <p>(イ) 貸付金元本及び利息等の回収業務に係る体制 本営業者における<u>融資委員会の決定に基づき、融資実行及び債権回収の担当者が回収業務を担当</u>いたします。但し、回収業務については第三者に委託することがあります。</p> <p>(ウ) 回収金等の分配業務に係る体制 本営業者が<u>担当し、本営業者と当社との間の契約に基づき、当社がお客様への分配業務を受託</u>いたします。</p> <p>3. 出資対象事業持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容 商号等; (変更なし) 役割; (変更なし) 関係業務の内容; 出資対象事業たる<u>対象債権</u>の取得、管理及び回収</p> <p>6. 事業年度、計算期間その他これに類する期間 本匿名組合契約における事業の会計期間及び事業年度は、4月1日から翌年の3月末日までとします。</p> <p>8. 分別管理の方法 本営業者は、お客様の出資金、対象債権の債務者（保証人を含みます。）からの元本返済金及び支払利息等を、本営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の銀行預金口座（<u>当該金銭であることがその名義により明らかであるもの</u>）に預金し、分別管理します。本営業者は、お客様の出資金、対象債権の債務者（保証人を含み</p>

頁	改定前	改定後
16	<p>係る財産を、適切に区分して経理処理します。</p> <p>9. <u>金銭の管理の方法に関する事項</u> (省 略)</p> <p>出資対象事業の経理に関する事項</p> <p>1. 貸借対照表及び損益計算書 <u>新規の募集となりますので、現時点ではありません。</u></p> <p>2. 出資対象事業持分の総額 <u>対象債権の債務者に対する貸付金の総額</u></p> <p>3. 発行済みの出資対象事業持分の総数 <u>新規の募集となりますので、現時点ではありません。</u></p> <p>4. 配当等に関する事項</p> <p>(1) お客様に対する配当の総額は、対象債権の債務者に対する貸付金額、貸付利率、貸付期間に従って決定されることとなります。</p> <p>配当は各計算期間の翌月末日までに<u>銀行振込その他の方法</u>によってお支払いいたします。但し、お客様は、当該配当金を現実に受領せず、本業者が別途規定する手続に従い、他の投資ポジションの出資金に振り替えることができますものとします。</p> <p>(2) 配当に対して支払時に20.42%(税制が変更された場合には変更後の数値)の源泉所得税が徴収されます。なお、税率はこの書面の交付日現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。</p> <p>貸出金の元本返済があれば、元本返済にみあう相当額は<u>随時</u>出資金の返還としてお支払いをいたします。</p> <p>5. 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額 <u>新規の募集となりますので、現時点ではありません。</u></p>	<p>ます。)からの元本返済金及び支払利息等その他本事業に係る財産を、適切に区分して経理処理します。</p> <p>(削 除)</p> <p>出資対象事業の経理に関する事項</p> <p>1. 貸借対照表及び損益計算書 <u>第1期が終了しておりませんので、現時点ではありません。</u></p> <p>2. 出資対象事業持分の総額 <u>平成27年9月末日現在の出資対象事業持分の総額は12億5831万円となっております。</u></p> <p>3. 発行済みの出資対象事業持分の総数 <u>本匿名組合の出資対象事業持分につきましては、単位の設定はありません。なお、発行済みの出資対象事業持分の総額は、上記2.の記載と同様となります。</u></p> <p>4. 配当等に関する事項</p> <p>(1) お客様に対する配当の総額は、対象債権の債務者に対する貸付金額、貸付利率、貸付期間に従って決定されることとなります。</p> <p>(2) 配当は各計算期間の翌月末日までに<u>クラウドファンディング口座に分配する方法</u>によってお支払いいたします。</p> <p>(3) 配当に対して支払時に20.42%(税制が変更された場合には変更後の数値)の源泉所得税が徴収されます。なお、税率はこの書面の交付日現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。</p> <p>(4) 貸出金の元本返済があれば、元本返済にみあう相当額は出資金の返還としてお支払いをいたします。</p> <p>5. 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額 <u>第1期が終了しておりませんので、現時点ではありません。</u></p>

頁	改定前	改定後
	<p>(新 設)</p> <p>6. 自己資本比率及び自己資本利益率 <u>新規の募集となりますので、現時点ではありません。</u></p> <p>7. 出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業である場合にあっては、当該資産に関する事項</p> <p>(1) 資産の種類ごとの数量及び金額 <u>新規の募集となりますので、現時点における資産はありません。</u></p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>6. <u>出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純資産額及び配当等の金額</u> <u>本匿名組合の出資対象事業持分につきましては、単位の設定はありません。</u></p> <p>7. 自己資本比率及び自己資本利益率 <u>本事業に対して本営業者の自己資本は用いておりません。</u></p> <p>8. 出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業である場合にあっては、当該資産に関する事項</p> <p>(1) 資産の種類ごとの数量及び金額 <u>資産の種類： 貸付債権</u> <u>資産の金額： 1,136,270,321円（平成27年9月30日現在）</u></p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>(3) (変更なし)</p>

以上